

兵庫県立大学自然・環境科学研究所次長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学自然・環境科学研究所規程（平成25年兵庫県立大学規程第81号）第4条第4項の規定に基づき、自然・環境科学研究所次長（以下「次長」という。）の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 理事長は、学長の申出に基づき、次長を任命する。

2 前項の学長の申出は、第5条第4項に規定する推薦に基づき行う。

(選考の時期)

第3条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 兵庫県立大学自然・環境科学研究所長候補者選考規程（平成25年兵庫県公立大学法人規程第22号）第2条第1項第1号に規定する所長の選考事由が発生したとき。

(2) 次長が辞任を申し出たとき。

(3) 次長が欠員になったとき。

2 前項第1号に該当する場合にあつては、所長予定者（兵庫県公立大学法人学部長等選考規程（平成25年法人規程第17号）第3条の規定により選考された者をいう。以下同じ。）は、次長候補者の選考を行った上で、学長が定める日までに学長に推薦を行わなければならない。

3 第1項第2号及び第3号に該当する場合にあつては、所長は、速やかに次長候補者の選考を行った上で、学長に推薦を行わなければならない。

(次長候補者の資格)

第4条 次長候補者となることのできる者は、兵庫県立大学講座等に関する規程（平成25年兵庫県立大学規程第77号）に規定する各系（次条において「各系」という。）に所属する専任教授とする。

(選考手続)

第5条 所長（第2条第1項第1号に該当する場合にあつては所長予定者。以下本条において同じ。）は、各系（ただし、所長が所属する系は除く。）について、次長候補者1人の選考を行うものとする。ただし、系に所属する専任教授が1人の場合は、その者を次長候補者とする。

- 2 前項の規定に関わらず、地域資源マネジメント系については、地域資源マネジメント研究科長を、景観園芸系については、緑環境景観マネジメント研究科長を次長候補者とする。
- 3 所長は、第1項の規定により次長候補者の選考を行うときは、別に定める手続により、あらかじめ関係施設の長及び教授会の意見を聴かなければならない。
- 4 所長は、前3項の規定により選考を行った次長候補者を学長に推薦する。

(任期)

第6条 次長の任期は、所長の任期の終了までとし、再任を妨げない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、次長の選考に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 公立大学法人兵庫県立大学成立後最初の次長及び任期は、別表のとおりとする。

区 分	次長名	任 期
自然環境系	田原 直樹	平成25年4月1日～平成26年3月31日
景観園芸系	斉藤 庸平	平成25年4月1日～平成26年3月31日
田園生態系	江崎 保男	平成25年4月1日～平成26年3月31日
宇宙天文系	伊藤 洋一	平成25年4月1日～平成26年3月31日
森林・動物系	田原 直樹	平成25年4月1日～平成26年3月31日

附 則 (平成27年3月31日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。